

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期目標（案） 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

中 期 目 標	目 標
改 正 案	現 行
<p>序文</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、昭和 63 年 7 月に認可法人として発足して以来約 20 年にわたり、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきた。</p> <p><u>平成 22 年 6 月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号。以下「特別措置法」という。）が成立し、基金は、戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成 25 年 4 月 1 日までに解散するとともに、平成 22 年 10 月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。</u></p> <p><u>このため、特別給付金支給事業を着実かつ効率的に推進するとともに、平成 22 年 9 月には平和祈念展示資料館の資料を確実に国に引き継ぐ必要があることから、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、基金が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。</u></p>	<p>序文</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、昭和63年7月に認可法人として発足して以来約20年にわたり、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきたが、<u>一昨年12月、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号。以下「廃止法」という。）が成立し、基金は平成22年9月30日までに解散することとされたところである。</u></p> <p><u>このため、基金の解散も視野におきながら、引き続き解散までの間、慰藉事業を着実かつ効率的・効果的に推進するとともに、資料等の記録・保存等の事業について国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進める必要があり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、基金が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。</u></p>

第1 中期目標の期間

平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務経費の削減

(1) 業務の効率化を進め、平成22年9月までの2年6月間においては、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度（平成19事業年度）に対する平成22事業年度の割合を75%以下とする。

(2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。

(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2 (略)

3 随意契約の見直し

(1) (略)

(2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。

さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11

第1 中期目標の期間

平成20年4月から平成22年9月までの2年6月間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務経費の削減

(1) 業務の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く。）、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度（平成19事業年度）に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下とする。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、中期目標の期間の平成20事業年度から平成22事業年度の2年6月間においても、着実な取組を行う。

(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2 (略)

3 随意契約の見直し

(1) (略)

(2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。

月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会において競争性のない随意契約等の見直しを行うなど、契約状況の点検・見直しを進めるものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資料の収集、保管及び展示

(1) ～ (2) (略)

(3) 資料の展示

① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。

平和祈念展示資料館への平成22年9月までの2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。

②～⑤ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

6 特別給付金支給事業

(1) 特別給付金の支給

戦後強制抑留者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）に対して特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

(2) 特別給付金支給事業の請求期間

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資料の収集、保管及び展示

(1) ～ (2) (略)

(3) 資料の展示

① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。

平和祈念展示資料館への中期目標の期間の2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。

②～⑤ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。

(3) 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。

(5) 標準期間の設定

関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。

- ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月
- ② 上記以外の者については3か月

7 その他の重点事項

(1) ～ (6) (略)

第4～第5 (略)

第6 経過規定

1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。

なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。

6 その他の重点事項

(1) ～ (6) (略)

第4～第5 (略)

2 第3の7及び第5の2については、平成22年10月以降、適用しない。